

平成 19 年 10 月 29 日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 18-10-4 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 18 年 9 月 29 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係局が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

- 1 市民委員ら外部委員によって構成されている大阪市営住宅入居監理委員会（以下「委員会」という。）で審議を実施。
- 2 市営住宅条例第 32 条第 1 項第 4 号の「迷惑行為」について委員会の審議を経て条例の下位規程として「大阪市営住宅迷惑行為措置要綱」（以下「要綱」という。）を平成 19 年 7 月 31 日付けで制定。
- 3 要綱では迷惑行為について一定の類型化を行い、これまでの行政指導の内容を文書で明確化。また、迷惑行為が発生した時の認定方法、処理方法について詳細な手順の制定。

（参考）勧告の概要

- 1 市営住宅条例第 32 条第 1 項第 4 号には「迷惑行為」を入居者の禁止行為として規定し、「迷惑行為」についての具体的な下位規程がないにもかかわらず同第 46 条第 1 項第 5 号では第 32 条違反があった場合は入居者に明け渡し請求ができる旨が規定されていること。
- 2 「迷惑行為」の内容が不明瞭であり、認定手続も何ら規定がないので、放置するとトラブルになる可能性がある。「迷惑行為」の類型化と認定方法等を定め、認定された場合は毅然とした対応を取ること。
- 3 改善措置を講じるにあたっては外部の意見を聞くなどして昨今の社会情勢を十分に勘案すること。